

相模原市農業委員会第3回会議議事録

開 会 日 時 令和7年5月30日 午後1時34分

閉 会 日 時 令和7年5月30日 午後2時37分

開 催 場 所 市役所第2別館3階 第3委員会室

出 席 委 員 (○印)

①	齋藤 孝之	⑧	西東 邦雄	⑮	高橋 三行
②	築地原 優二	⑨	鈴木 輝彦	⑯	加藤 通一
③	阿部 健	⑩	菱山 喜章	⑰	檜島 真
④	黒木 竜郎	⑪	斉藤 嘉之	⑱	菊地原 靖
⑤	藤村 達人	⑫	木下 賢一	⑲	大塚 優子
⑥	渋谷 久夫	⑬	志村 佳男		
⑦	山口 幸男	⑭	岸 義之		

出席委員 19名

欠席委員 0名

傍聴人 0名

事 務 局 菊地原央 山下淳 清水正之 武信秀直

議事録署名人 議 長

議席 2番

議席 10番

会議に付した事件

日程	番 号	件 名
1		会務報告
2	議案第12号	農地法第3条の規定による許可申請について
3	議案第13号	農地法第3条の規定による許可申請について
4	議案第14号	農地法第4条の規定による許可申請について
5	議案第15号	農地法第5条の規定による許可申請について
6	議案第16号	農用地利用集積等促進計画の要請について
7	議案第17号	農用地利用集積等促進計画に係る意見について
8	議案第18号	令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表及び令和7年度最適化活動の目標の設定等について
9	報告第7号	相続税の納税猶予に関する適格者証明について
10	報告第8号	生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
11	報告第9号	解除条件付き利用権設定を受けた者の農用地利用状況の報告について
12	報告第10号	非農地証明書の発行について
13	報告第11号	相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について
14	報告第12号	市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について

議事の内容 次のとおり

議長（阿部会長）

ただいまから、相模原市農業委員会第3回総会を開催いたします。

ただいまの出席委員は19名で、定足数に達しております。

次に、本日の総会の議事録署名委員につきましては、2番築地原優二委員、10番菱山喜章委員を御指名いたします。

本日の会議の傍聴はありませんので、このまま議事を進めます。

これより日程に入ります。

日程1 会務報告

議長（阿部会長）

日程1「会務報告」をいたします。

菊地原事務局長に報告いたさせます。

事務局（菊地原事務局長）

それでは、令和7年4月30日から令和7年5月29日までの主な会務につきまして、報告させていただきます。

資料を御覧いただきまして、1の会議でございます。

初めに、県関係でございます。

5月21日、農業会議理事会が開催されまして、阿部会長が出席しております。内容につきましては、総会付議事項等の承認ほかでございます。

同日、農業会議常設審議委員会が開催されまして、阿部会長が出席しております。内容につきましては、農地法に係る諮問についてほかでございます。本市からは報告7件となっております。

続きまして、市関係でございます。

4月30日、農業委員会第2回総会を行いまして、農業委員19名が出席しております。内容につきましては、農地法第3条の規定による許可申請についてほかでございます。

5月14日に本庁地区個別報告会を、15日に津久井地区個別報告会を行いまして、農地利用最適化推進委員が14日、15日共に9名ずつ出席しております。内容につきましては、令和7年度活動スケジュールについてほかでございます。

5月19日、相模原市鳥獣等被害対策協議会総会が開かれまして、農業委員3名、農地利用最適化推進委員1名が出席しております。内容につきましては、令和6年度事業実績及び収支決算についてほかでございます。

5月22日、役員会を行いまして、阿部会長、菱山副会長が出席しております。内容につきましては、総会提出案件ほかでございます。

続きまして、2のその他でございます。

初めに、県関係でございます。

5月28日、全国農業委員会会長大会・国会議員への要請活動が行われまして、阿部会長と私が出席しております。内容につきましては、食料・農業・農村基本政策の具体化に向けた政策提案（案）ほかでございます。本日、参考にお配りしておりますが、今回、当日の大会の資料及び封筒の表紙に、菱山副会長を中心に取り組んでいただいておりますけれども、荒廃農地の再生事業を実施している写真を使用させていただきましたので、御報告させていただきます。

裏面を御覧ください。

同日、令和7年度市町村合同新規参入就農相談会が開催されまして、丸塚農地利用最適化推進委員ほか参加しております。内容につきましては、新規参入希望者等からの相談でございます。

続きまして、その他でございます。

5月22日、相模原市農業経営士会令和6年度総会が行われまして、阿部会長と私が出席しております。内容につきましては、令和6年度事業報告並びに収支決算報告の承認についてほかでございます。

5月29日、相模原市農業協同組合第62回通常総代会が行われまして、阿部会長が出席しております。内容につきましては、令和6年度事業報告及び剰余金処分案の承認についてほかでございます。

同日、神奈川つくい農業協同組合第66回通常総代会が行われまして、私が出席しております。内容につきましては、令和6年度事業報告及び剰余金処分案の承認についてほかでございます。

以上でございます。

議長（阿部会長）

ただいまの会務報告について、何か御発言がありましたら、お願いいたします。

5番（藤村委員）

2つあります。1つは、表の（2）の4の鳥獣被害対策協議会、5分ぐらいだと思いますが、全員協議会の中で報告させていただきます。

議長（阿部会長）

よろしく申し上げます。

5番（藤村委員）

質問です。裏面の新規就農希望者相談会、本市に対して興味を持った方は何人ぐらいいたのでしょうか。

事務局（清水総括副主幹）

こちらにつきましては、今回、丸塚委員に御出席いただいております。そのときの結果等、まだ事務局で伺っていませんので、後日、聞き取りを行った後、御報告させていただきますと思います。よろしく申し上げます。

5番（藤村委員）

はい。

議長（阿部会長）

それでは、後日、回答するということをお願いいたします。

ほかに御発言はございませんか。

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、以上で会務報告を終わります。

日程2 議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長（阿部会長）

続きまして、日程2議案第12号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（山下所長）

それでは、1ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について。別紙農地の所有権移転等許可申請收受番号3-1004は、農地法第3条の規定により適切と認められるので、許可するものとする。令和7年5月30日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、2ページを御覧ください。

收受番号3-1004は、農地所有適格法人である譲受人株式会社藤野倶楽部が、緑区名倉に住む譲渡人の農地について、経営規模拡大のため、所有権移転する申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は2ページを御覧ください。申請地は、名倉の畑4筆、999㎡です。今後の作付は、栗を予定しています。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件について、経営農地24筆、11,212㎡は適切に管理されています。農作業常時従事要件150日以上については、代表取締役が250日で要件を満たしています。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断しました。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。藤野地区担当、黒木竜郎委員、お願いいたします。

4番（黒木委員）

藤野の黒木と申します。

26日に推進委員さんと2人で現地を調査してきました。この図面では分かりにくいですが、住宅地よりも一段高くなっています、そこはほとんど横並びの農地で、今、栗を植えるということですが、栗を植えるには差し支えないのかなど。この裏もずっと栗が植わったりしてしまっていて、傾斜もあまりないですし、近隣に関しても問題はないかなと思います。

以上です。

議長（阿部会長）

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。

御発言、よろしいですか。

質疑なし

議長（阿部会長）

それでは、ないようですので、採決をさせていただきます。
議案第12号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（阿部会長）

ありがとうございます。
挙手全員。
よって日程2議案第12号については、原案のとおり決定いたしました。

日程3 議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長（阿部会長）

続きまして、日程3議案第13号を議題に供しますが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事参与が制限されますので、18番菊地原靖委員には、恐れ入りますが、御退席をお願いいたします。

18番 菊地原 靖委員 退席

議長（阿部会長）

それでは、日程3議案第13号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（山下所長）

それでは、3ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について。別紙農地の所有権移転等許可申請收受番号3-1005は、農地法第3条の規定により適切と認められるので、許可するものとする。令和7年5月30日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、4ページを御覧ください。

收受番号3-1005は、緑区長竹に住む譲受人が、横浜市南区に住む譲渡人の農地について、経営規模拡大のため、所有権移転する申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は4ページ及び5ページを御覧ください。申請地は、長竹の畑3筆、4,649㎡です。今後の作付は、飼料用トウモロコシを予定しています。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件について、経営農地32筆、33,949㎡は適切に管理されています。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が350日、妻が200日、子が340日で要件を満たしています。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断しました。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。津久井地区担当、菱山喜章委員、お願いいたします。

10番（菱山委員）

5月26日に、私と長谷川推進委員で現地調査をしてまいりました。事務局の説明のとおりで、御子息が後継者になっており、何ら問題ないと思いますので、皆様の御審議よろしくをお願いいたします。

議長（阿部会長）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

7番（山口委員）

地図で見ると、入っていく道路がないのですけれども、この周りは譲受人が耕作している場所でしょうか。そういうことだったら問題ないですけれども、その点確認します。

10番（菱山委員）

案内図4ページの2821のところまで点線があると思いますが、そこに、トラクターが入れるぐらいの道がありましたので、何ら問題ないと思います。案内図5ページの畑は隣接地が東京農工大学の土地で、そこを借りて入る予定になっているようなので、何ら心配なく、大丈夫です。

7番（山口委員）

分かりました。

議長（阿部会長）

ありがとうございました。

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

ほかに御発言はございませんか。

質疑なし

議長（阿部会長）

それでは、ないようですので、採決をさせていただきます。

議案第13号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（阿部会長）

ありがとうございます。

挙手全員。

よって日程3議案第13号については、原案のとおり決定いたしました。

議事が終了いたしましたので、18番菊地原靖委員には、御着席をお願いいたします。

18番 菊地原 靖委員 着席

日程4 議案第14号 農地法第4条の規定による許可申請について

議長（阿部会長）

続きまして、日程4議案第14号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（武信総括副主幹）

それでは、5ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第14号 農地法第4条の規定による許可申請について。別紙農地の転用許可申請收受番号4-2から4-3及び4-1001は相当とする理由があるので、農地法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和7年5月30日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、6ページを御覧ください。

收受番号4-2は、申請人が所有する田名の農地2筆、2,271㎡を駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は7ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由といたしましては、運送業者からの要望により、駐車場として転用するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入口を除き、ブロック1段から6段積み及び万能鋼板を設置し、雨水については、砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は黄金山公園の南東約260mです。

続きまして、收受番号4-3は、申請人が所有する田名の農地1筆、1,200㎡を車両置場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は9ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、自動車販売業者からの要望により、車両置場として転用するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入口を除き、東側一部及び南側は既設ブロックを利用し、北側にブロック1段から2段積みを設置します。雨水については、砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は相模原市立新宿小学校の東約30mです。

本庁分は以上です。

事務局（山下所長）

続きまして、收受番号4-1001は、申請人が所有する中野の農地1筆、74㎡を駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は11ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由としましては、不動産業者からの要望により、駐車場として転用するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入口を除き、既設コンクリート土留めを利用し、雨水については、砂利敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は学校法人聖トマ学園バラの花幼稚園の東約100mです。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

収受番号4-2及び4-3については、中央区担当、木下賢一委員、お願いいたします。

12番（木下委員）

月曜日、26日に視察してまいりました。

4-2につきましては、駐車場にするには何も問題なく、もともと農地ではなく荒れていたところで、隣がイチゴ園ですが、スギナが大分すごいということで、駐車場になっただけであればありがたいという情報も聞いておまして、奥へ行くほど少し下がっているのですが、駐車場には問題ないと思います。

4-3ですが、新宿小学校の前で、畑としてきれいに使用されていたところですが、自動車販売会社の車両置場としては何も問題ないと思っております。よろしく申し上げます。

議長（阿部会長）

ありがとうございます。

続きまして、収受番号4-1001については、津久井地区担当、大塚優子委員、お願いいたします。

19番（大塚委員）

5月24日に高城推進委員と行ってまいりまして、特に問題はないと思います。お手元の11ページの地図で該当するところが斜線で、そのほか畑の印のままですけれども、ここは前年に転用されまして、既に住宅が建ってしまっていて、その一画にぽつんと残ったところが駐車場になるということでやむを得ないと思います。周りに関しては、特に問題はないと思います。

議長（阿部会長）

ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

ないようでございます。それでは、採決をさせていただきます。

議案第14号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

挙手多数（賛成18票、反対1票）

議長（阿部会長）

挙手多数。

よって日程4議案第14号については、原案のとおり決定いたしました。

日程5 議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長（阿部会長）

続きまして、日程5議案第15号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（武信総括副主幹）

それでは、7ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請について。別紙農地の転用を伴う所有権移転等許可申請收受番号5-3及び5-1005から5-1006は、相当とする理由があるので、農地法第5条第3項において準用する同法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和7年5月30日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、8ページから9ページを御覧ください。

收受番号5-3は、譲受人の有限会社サガミクレーンが、譲渡人が所有する当麻の農地1筆、363㎡の所有権移転を受け、駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は13ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由といたしましては、事業規模拡大により、現在使用している駐車場が手狭となったため、新たに駐車場を確保するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入口を除き、東側及び南側にブロック2段から3段積みを設置し、西側は既設ブロックを利用する計画です。雨水については、碎石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は下溝上谷公園の南西約520mです。

本庁分は以上です。

事務局（山下所長）

続きまして、收受番号5-1005は、譲受人の株式会社北稜開発が、譲渡人が所有する城山4丁目の農地3筆、844㎡の所有権移転を受け、資材置場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は15ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、土木建設業を営んでおり、事業規模拡大のため、現在使用中の資材置場では手狭となり、新たに資材置場を確保するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、北側の車両出入口を除き、南側道路及び西側の畑については鋼板土留めを設置し、東側については、既設コンクリート擁壁を利用する計画です。雨水については、土のままによる敷地内浸透とする計画です。申請地は市立中沢中学校の北約370mです。

続きまして、收受番号5-1006は、借受人の株式会社竹中土木が、貸出人が所有する青野原の農地2筆、1,842㎡の賃借権設定を受け、リニア中央新幹線工事に伴う掘削土搬出のための大型ダンプ退避場として一時転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は17ページを御覧ください。農地区分は農用地区域内農地です。申請理由としましては、リニア中央新幹線工事に伴う掘削土搬出のための大型ダンプ退避場として、一時転用許可を得ていた3年間の期間

が満了となるため、再度、一時転用により許可を受け、大型ダンプ退避場として使用するものです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、南側一部分の車両出入口を除き、周囲は土留め鋼板を設置し、雨水については、鉄板敷きにより隙間を設け、敷地内浸透とする計画です。申請地は市立青和学園義務教育学校の東約900mです。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

收受番号5-3については、南区担当、志村佳男委員、お願いします。

13番（志村委員）

5月26日に、中島推進委員と一緒に現地確認に行っていました。この写真のように、場所は相模川の堤防沿いにございまして、写真向かって右側が既に資材置場になっていまして、南側がきれいに耕作されている農地ですので、そちらに被害がないようお願いしたいと思います。境界もしっかり確認できましたし、事務局の説明のとおりでございます。御審議よろしくをお願いします。

以上です。

議長（阿部会長）

ありがとうございます。

続きまして、收受番号5-1005については、城山地区担当、齋藤孝之委員、お願いします。

1番（齋藤委員）

25日に、落合推進委員と現地に行っていました。見たところ、四隅にはきちんと境界のブロックが入っていますし、西側の土地は畑として作物ができていましたので、そちらに迷惑をかけないようにお願いしていただきたいと思います。

以上です。

議長（阿部会長）

ありがとうございます。

続きまして、收受番号5-1006については、津久井地区担当、菱山喜章委員、お願いします。

10番（菱山委員）

5月23日に、柳川推進委員と現地調査に行っていました。事務局の説明のとおりで、リニアの工事が3年ぐらいではできなく遅れているため、再度、申請ということで、何ら問題ないと思います。御審議よろしくお願いたします。

議長（阿部会長）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

5番（藤村委員）

5-1005、地図でいうと15ページになるのですが、13と丸が振ってあるところは、先ほどの説明でも畑で普通にやられているので、今まで、資材置場という、資材を置くのかと思うと、とんでもない3m、5mの壁を造っているんですが、何か配慮

されているようなことはありますでしょうか。

事務局（山下所長）

事業用の黒土と砂利を置くということで、土留め鋼板高さ30cmと聞いております。

5番（藤村委員）

土置場で30cm？

事務局（山下所長）

はい。

5番（藤村委員）

30cmで大丈夫でしょうか。

事務局（山下所長）

事業用の黒土、砂利を一時的に置く資材置場で、移動したりするというので、ずっと置くようなところではありません。

5番（藤村委員）

もう1件よろしいでしょうか。その前の5-3の地図でいいますと13ページになりますが、ここは一帯としては田んぼというか、非常にいい農用地だったんですけども、この近辺が虫食いのように、どんどん資材置場などになって、周辺の状況から考えると、転用もやむなしと思うんですが、1つ教えていただきたいのは、ここは区画整理のときに造られた農道ですよね。そこを駐車場ということで、クレーン車みたいなのが利用を積極的にするようなことは可能なんではないでしょうか。

事務局（武信総括副主幹）

こちらの道路につきましては、相模原市の市道当麻44号になっております。

5番（藤村委員）

はい、分かりました。

議長（阿部会長）

よろしいですか。

ほかに御発言はございませんか。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。それでは、採決をさせていただきます。

議案第15号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（阿部会長）

ありがとうございます。

挙手全員。

よって日程5議案第15号については、原案のとおり決定いたしました。

日程6 議案第16号 農用地利用集積等促進計画の要請について

議長（阿部会長）

続きまして、日程6議案第16号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（山下所長）

それでは、10ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第16号 農用地利用集積等促進計画の要請について。別紙農用地利用集積等促進計画に定める事項整理番号7-1002から7-1006は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認められるため、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、当該事項を示して農地中間管理機構に対し農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを要請することとする。令和7年5月30日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、11ページ及び12ページを御覧ください。

整理番号7-1002及び1003は、本農業委員会が令和7年4月4日に新規就農者認定した農業者が新たに貸借の権利を設定するものです。案内図は19ページ及び21ページを御覧ください。契約期間は、1002が3年6か月、1003が4年6か月、件数は2件、4筆、面積は2,312㎡です。

続きまして、整理番号7-1004及び1005は、本農業委員会が令和7年4月4日に新規就農者認定した農業者が新たに貸借の権利を設定するものです。案内図は23ページを御覧ください。契約期間は3年6か月、件数は2件、2筆、面積は1,929㎡です。

続きまして、整理番号7-1006は、東京都府中市及び瑞穂町において認定農業者として営農している農業者が経営規模拡大のため、新たに貸借の権利を設定するものです。案内図は25ページを御覧ください。契約期間は3年6か月、件数は1件、2筆、面積は900㎡でございます。

以上の5件につきましては、従前ですと相対の利用権のものでして、本年度からは農地中間管理機構である神奈川県農業会議が所有者から農地を借り入れ、耕作者に貸し出すことについて権利設定をするための農用地利用集積等促進計画を定めるよう、農地中間管理機構へ要請する議案となります。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

5番（藤村委員）

説明でよく分かったんですけど、7-1006の方は認定農業者ですので、変な使い方はしないと思うのですが、ただ、距離が離れているので、どんな使い方をするのか教えていただければ。

事務局（山下所長）

こちらの方は、4年前ぐらいまで緑区鳥屋の山林及び宅地でシイタケを栽培していた

んですけれども、リニアの土地収用によって撤退し、また改めて、こちらでシイタケの栽培をやりたいということです。

5番（藤村委員）

はい、分かりました。

議長（阿部会長）

よろしいですか。

質疑なし

議長（阿部会長）

ほかに御発言はございませんか。

ないようですので、採決をさせていただきます。

議案第16号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（阿部会長）

ありがとうございます。

挙手全員。

よって日程6議案第16号については、原案のとおり決定いたしました。

日程7 議案第17号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について

議長（阿部会長）

続きまして、日程7議案第17号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（武信総括副主幹）

それでは、13ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第17号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について。別紙農用地利用集積等促進計画案整理番号7-6から7-13は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定する要件を満たすものと認められるため、同法第18条第3項の規定に基づき、別紙のとおり意見することとする。令和7年5月30日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、14ページから15ページを御覧ください。

本議案は、農地中間管理機構である神奈川県農業会議が、所有者から農地を借り入れ、耕作者に貸し出すことについて、権利設定をするための農用地利用集積等促進計画の案に対し、求めに応じ、意見するものです。

本庁管内の8件について説明いたします。

整理番号7-6から7-12は、耕作者の変更に伴い、貸借の権利を設定するもので、合計7件、7筆、7,130㎡です。

整理番号7-13は、新規に貸借の権利を設定するもので、合計1件、2筆、2,779㎡です。

新規分の案内図は26ページから27ページを御覧ください。

契約期間は、7-6、7-8、7-9が1年6か月、7-7、7-10、7-11が2年6か月、7-12が6か月となっており、従前の貸借の期間を引き継ぐ形であるため、いずれも3年未満のものとなっています。7-13については3年6か月です。

利用目的は、いずれも露地野菜の栽培です。

法第18条第5項に規定する認可要件のうち、第2号イ全部効率利用要件について、経営農地は、それぞれ適切に管理されております。

第2号ロ常時従事要件について、7-10を除き、それぞれ150日以上で要件を満たしております。

第3号の要件については、必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合に審査するものとなっており、今回は7-10の農業協同組合が審査対象となります。

第3号イ適切な役割分担要件について、地域での話し合い活動への参加など、役割分担の計画が示されています。

第3号ロ役員1人以上の常時従事要件について、代表理事及び専務理事4名が240日の農作業従事見込みとなっており、要件を満たしております。

なお、農業協同組合は第2号要件が適用除外であり、第3号のみの審査となります。以上のことから、認可要件第2号及び第3号を満たすものと判断しました。

以上の8件につきましては、農地中間管理機構から事務委託を受けた農協が申出書を受け付けたものでして、農地中間管理機構である神奈川県農業会議が所有者から農地を

借り入れ、耕作者に貸し出すことについて、権利設定をするための農用地利用集積等促進計画の案に対し、意見する議案となります。

繰り返しとなりますが、議案第16号は、農用地利用集積等促進計画を定めるよう、農地中間管理機構へ要請する議案となりまして、議案第17号は、農地中間管理機構が作成した農用地利用集積等促進計画の案に対し、意見を述べる議案となります。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第17号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（阿部会長）

ありがとうございます。

挙手全員。

よって日程7議案第17号については、原案のとおり決定いたしました。

日程8 議案第18号 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推

進の状況その他事務の実施状況の公表及び令和

7年度最適化活動の目標の設定等について

議長（阿部会長）

続いて、日程8議案第18号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（清水総括副主幹）

それでは、16ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第18号 令和6年度農業委員会の農地利用最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表及び令和7年度最適化活動の目標の設定等について。

農業委員会等に関する法律第37条に基づき、令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表並びに令和7年度最適化活動の目標の設定等を決定し、公表するものとする。令和7年5月30日提出。相模原市農業委員会会長。

続きまして、17ページから25ページを御覧ください。

議案第18号については、既に4月開催の全員協議会でお示ししている内容でございます。

令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表につきましては、17ページから22ページでございまして、担い手への農地の集積や遊休農地の発生防止、解消への取組等を取りまとめたものでございます。

また、令和7年度最適化活動の目標の設定等につきましては、23ページから25ページを御覧ください。

24ページの1 最適化活動の成果目標の(1)農地の集積ですが、②の目標につきまして、現状11.1%の集積率を今年度末までに11.3%にすることを目標として設定しております。

(2)遊休農地の解消ですが、令和3年度の110ヘクタールの遊休農地に対して、緑区分の遊休農地の解消目標面積が5分の1の面積となる22ヘクタールを設定することとなっております。

25ページの(3)新規参入の促進ですが、令和4年度から令和6年度の権利移動面積の平均となる146ヘクタールを基にした目標設定となっております。

また、2 最適化活動の活動目標の(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標ですが、月6日を設定しております。

(2)活動許可月間の設定目標ですが、設定回数を3回といたしまして、最適化活動の3つの項目について、それぞれ設定しております。一番上の項目となる新規参入の促進についての取組時期ですが、市町村別就農相談会を開催するかながわ農業アカデミーから、5月に開催する旨、通知がありまして、この相談会には、今回、本庁管内の推進委員1名に御出席いただいております。

また、4月開催の全員協議会で御質問いただきました25ページの新規参入者の考え方でございますが、年度中に農地の権利移動を受けて新規参入した経営体数及びその経営体の経営面積の合計でございます。25ページの一番上の表でございますが、令和6年度新規参入者が10経営体、2.6ヘクタールとの記載がございますが、こちらにつきましては、令和6年4月から令和7年3月までの間に農地の権利移動を受けて新規に参入された方が10経営体で、その10経営体の経営面積の合計が2.6ヘクタールであったということでございます。

なお、この議案について、本日の総会で御承認いただいた後には、農業委員会等に関する法律第37条に基づき、市ホームページ等に公表するとともに、県を通じて、関東農政局に報告する予定となっております。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

2番（築地原委員）

4月の全員協議会で資料を出していただいたんですけど、改めて読ませてもらって、何点か質問と考え方について、お聞きしたいと思います。

まず、18ページですけれども、(2)の①現状及び課題のところ、遊休農地の面積、1号で緑と黄色の区分が書いてあるんですけども、この意味合いは、令和5年だと思んですけど、直近の利用状況調査により、新たに判明した遊休農地という解釈でいいのかどうか。

それから、それらと関連するんですけども、②の目標、アの既存遊休農地の解消のaの緑区分です。令和3年度の調査に基づいて、110ヘクタール設定で2割が22、これはいいと思んですけど、なぜ令和3年度にしているのかですね。これは令和4年度からの1号農地を緑と黄に区分分けした年度だと思んですけども、そういう意味なのかということと、関連して、19ページの黄色、実は令和3年度は初年度だったので、ゼロですよ。これをベースに目標を立てると、下にあるように、解消のための工程表はゼロなので、方針は要らないことになるんですけども、18ページ、その直近でというのが黄区分は19ヘクタールありますよね。なので、基準の取り方と考え方、緑区分よりも黄区分のほうが、さらに状況が厳しくなる。それから、それが進展していけば耕作不能みたいになるので、むしろ黄区分の対策をどうするかというのがむしろ大事ではないか。面積的にも直近の面積では緑区分を上回っていますから、その辺の考え方なり、取組をどうしていくのか。

それから、この定義の仕方を教えてもらいたいと思います。というのは、19ページの④その他のところで、ここは多分、実態的に、昨年度、調査されて、1号の遊休農地が96ヘクタール、それから緑が53ヘクタール、黄が43ヘクタールですよ。恐らくこれが実態ベースではないのかなと思いますから、それらを踏まえた対策をしっかりとやるという整理の上で、さっき質問したところも整理していく必要があるのかなと思いました。

というのは、その後の今年度の計画と当然連動しますよね。ですので、特に黄色の部分の扱い、それから、ここの書式での整理の仕方ですね。そうすると、推進委員の方の

意見、講評が出ていたんですけれども、農地パトロール等で、いろいろ活動については、かなりしっかりできた。ところが、成果目標、遊休農地対策はなかなか難しかったと全員が書いておられますね。そうすると、遊休農地対策を今の枠組みで進めていいのかどうか、むしろ強化するにはどういう枠組みですのかというのを、今度の令和7年度の計画、24ページは令和6年度と同じ書き方ですね、遊休農地解消対策。通年からすると、黄色対策、それから、推進委員の皆さんの取組の成果の判断からすると、もう少し踏み込んだ具体的な書きぶりにしたほうがいいのではないかなと思います。多分、高齢化、それから相続が進んでいくと、さらにこういうのが増えてくる、黄色から不耕作みたいな感じがしますから、どこかで歯止めをかける、そのための対策を、この中で目標設定と取組という形で、やはり今年度は追記したほうがいいのではないかなと思いました。

長くなりましたけど、以上です。よろしくお願いします。

事務局（清水総括副主幹）

御意見ありがとうございます。いろいろ御意見をいただいたので、一つ一つ確認しながら、お答えさせていただきます。

まず1つ目、18ページの1の(2)の①現状及び課題の緑区分と黄区分、一番左側の合計29.2ヘクタール、こちらの数値の御質問があったと思います。こちらにつきましては、3年連続で緑もしくは黄区分になったものを計上しております。そのため、10.2ヘクタールと19.0ヘクタール、こちらにつきましても3年連続でそれぞれ緑もしくは黄区分の判定になったものを計上しております。

それから、その下の②の目標のところですが、何で令和3年度を基準とされているかという御質問だったと思いますけれども、国からこういった指定がございまして、それに基づいて目標を設定させていただいているところでございます。

それから、19ページの④その他の96.3ヘクタールという数値についてでございますが、実際は前ページ、今申し上げた29.2ヘクタールから3倍ぐらいの数値になっているところですが、令和6年度分から報告の仕方を変更いたしました。先ほど申し上げましたとおり、29.2ヘクタールというのは、3年連続で緑もしくは黄区分になった部分を計上して国に報告しておりましたが、令和6年度よりタブレットによる現地調査が施行されたことによりまして、推進委員さんがタブレットで判定すると、即、集計が出てしまう形になります。そうしたことから今まで相模原市では、3年連続で緑もしくは黄区分になったところを遊休農地として計上しておりましたが、タブレットが導入されたことによって、1年でも緑もしくは黄区分の判定になった部分については遊休農地という判定の方法に変えましたので、ここについては約3倍ぐらいになっている状況でございます。

取りあえず、以上お答え申し上げます。

2番（築地原委員）

ありがとうございました。分かりました。

令和3年度を基準というのは、区分変更した年度だと思うんですね。だから、それを基準にしてということだけど、令和7年度の計画ですけれども、黄区分がゼロで、この取組をするということになりますよね。だから令和7年度の計画もゼロである。ところが、さっき言ったタブレットを使った実態は、黄区分は43ヘクタールあるんですね。

なので、出発点が違うと対策もおのずと違うし、特に令和7年度の解消面積、24ページですけれども、28ヘクタールに設定されているんですよ。令和6年度は実は1ヘクタール、実績が3.2ヘクタールということで、目標面積もかなり大幅に上げられているんですけども、これは緑区分ですが、やはり黄区分の扱いも含めて、考え方を整理して、基準の取り方、それから対策ももう少し変わってくるので、緑だけ早期対策してみたいな意味合いもあると思うんですけど、やはり黄が半分ぐらいあるわけなので、そこをしっかりと、今年度の目標に入れて、国から令和3年度というけれども、全体が把握できたので、そこは直近の数字で入れますという報告を上げて問題ないと思うんですけど、そのほうが、むしろ、遊休農地対策としては、より実効性あるものになっていくと思うので、そこは県の農業会議とも調整していただきたいと思いますし、むしろ、市としては、その辺をしっかりと、この目標なり対策の中に落とし込んだほうがいいのではないかという意見でありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（阿部会長）

事務局、今の築地原委員の実態のつかみ方、帳票への記載の仕方、指定がされているんだろうと思ひますけど、もっと実態に合わせたほうがいいのではないかという話のようですが、ここはどうでしょうか。

事務局（清水総括副主幹）

大変貴重な御意見ありがとうございました。そうしましたら頂戴いたしましたご意見を踏まえ、県の農業会議と調整させていただきたいと思ひます。

以上でございます。

議長（阿部会長）

若干の誤差というよりも、大きな差が出てきた。これはタブレットを使って、いろいろ技術が変わってきているわけですので、取扱いの仕方、統一的な考えの下で行くのだろうと思ひますので、事務局でよく調整していただいて、数値をこういうものに反映していただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

5番（藤村委員）

さっき築地原さんが少し触れたところですけど、25ページの真ん中よりちょっと下の活動強化月間の設定目標の中で、12月、遊休農地の解消ということで、いろいろやりましたと書いてあるのですが、過去、私の経験ですと、遊休農地の解消の活動については、何となく調査が主体で、助走期間ということで、やっと前期、数か月前ですね、2月ぐらいから積極的に取り組みましょうというような形ができてきて、そのときの雰囲気は、農業委員さんや推進委員さんも、今まで見てきた畑が荒廃した状況の解消に取り組もうと、すごく積極的にいろいろやられていたので、事務局も変わってしまったので、また最初からということではなくて、やはり、これまでの積み上げの先で、一歩進んだ形が取れば面白いなと思ひます。よろしくお願ひいたします。

事務局（清水総括副主幹）

御意見ありがとうございました。積極的な取組を進めてまいりたいと思ひます。

以上でございます。

議長（阿部会長）

ほかに御発言はございませんか。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第18号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（阿部会長）

ありがとうございます。

挙手全員。

よって日程8議案第18号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 9 報告第 7号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

日程 10 報告第 8号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について

日程 11 報告第 9号 解除条件付き利用権設定を受けた者の農用地利用状況の報告について

日程 12 報告第 10号 非農地証明書の発行について

日程 13 報告第 11号 市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について

日程 14 報告第 12号 市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について

議長（阿部会長）

続きますして、報告案件に移ります。

なお、報告案件につきましては、事務局からの補足説明及び委員から質疑のあった案件のみといたします。

初めに、事務局から補足説明はありますか。

事務局（武信総括副主幹）

ございません。

議長（阿部会長）

ないとのことです。

委員の皆様から御発言はございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、以上で日程 9 報告第 7号から日程 14 報告第 12号を終わります。

以上で全ての日程が終了いたしました。

次回、第 4 回総会は、令和 7 年 6 月 30 日 月曜日 午後 1 時 30 分から開催する予定です。開催場所は、産業会館 4 階特別会議室です。

以上をもちまして、相模原市農業委員会第 3 回総会を終了いたします。